

5. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)	
	金 額		金 額	
経常収益	4,744,207		6,381,670	
保険料等収入	2,766,074		3,752,677	
再保険収入	2,758,332		3,709,421	
資産運用収益	7,742		43,256	
利息及び配当金等収入	1,774,894		2,528,996	
預貯金利息	1,212,572		1,351,939	
有価証券利息・配当金	14,618		11,336	
貸付金利息	1,063,379		1,199,843	
不動産賃貸料	66,682		69,715	
その他利息配当金	43,297		43,224	
金銭の信託運用益	24,593		27,821	
有価証券売却益	—		2,965	
有価証券償還	515,842		837,734	
為替差益	43,542		59,211	
貸倒引当金戻入額	—		223,179	
その他の運用収益	2,600		—	
特別勘定資産運用益	335		327	
その他経常収益	—		53,638	
年金特約取扱受入金	203,238		99,995	
保険金据置受入金	10,828		11,210	
支払準備金戻入額	20,855		20,453	
責任準備金戻入額	—		99	
退職引当金戻入額	127,525		—	
その他の経常収益	35,788		59,810	
	8,239		8,421	
経常費用	4,574,050		6,305,666	
保険金等支払	3,064,573		3,497,478	
年金	641,518		608,109	
給付戻金	643,597		691,934	
解約返戻金	455,015		478,012	
その他の返戻金	1,025,243		1,417,989	
責任準備金等繰入額	120,996		167,500	
支払準備金繰入額	178,202		133,931	
社員配当金積立利息繰入額	9,996		798,808	
資産運用費用	9,960		—	
支金の信託運用損	—		798,302	
有価証券売却損	36		506	
有価証券償還	946,321		1,415,284	
金融派生商品費用	45,338		64,436	
為替差損	6,003		—	
貸倒引当金繰入額	229,028		764,213	
貸用不動産等減価償却費用	4,453		44,344	
その他運用費用	9		41	
特別勘定資産運用費用	528,698		499,810	
事業費用	84,181		—	
その他経常費用	—		868	
保険金据置支払	9,398		10,039	
減価償却費用	30,652		31,531	
その他経常費用	8,557		—	
	437,714		474,102	
	115,443		119,992	
	39,760		38,028	
	35,681		39,971	
	34,542		36,842	
	5,459		5,150	
経常利益	170,156		76,003	
特別利益	3,193		109,810	
固定資産等処分益	2,687		5,796	
子会社株式及び関連会社株式売却益	—		74,013	
子会社及び関連会社清算益	505		—	
価格変動準備金戻入額	—		30,000	
特別損失	78,083		30,243	
固定資産等処分損失	7,275		12,703	
減損損失	1,872		244	
子会社株式及び関連会社株式評価損	23,622		10,576	
価格変動準備金繰入額	42,317		—	
不動産圧縮損	—		3,217	
社会厚生事業増進助成金	2,995		3,501	
税法引当及び前期純利益	95,266		155,570	
法人税等調整額	53,287		18,140	
法人税等調整額	△111,869		△38,922	
当期純利益	△58,581		△20,781	
	153,847		176,351	

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定
なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。
再評価を行った年月日 2001年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9百万円であります。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。
- なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
- 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。
- ・1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの
 - ・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの
 - ・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの
 - ・変額保険契約を対象として2014年度および2023年度において積み立てたもの
 - ・1994年4月1日以前に契約締結した契約時の予定利率が3.75%超の終身保険契約を対象として、予定利率3.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2024年度からの2年間にわたって積み立てたもの。当初は4年間にわたって積み立てることとしておりましたが、当年度に残額である220,036百万円を積み立て、これにより追加積立てを完了しております。
 - ・また、1999年4月1日以前に契約締結した契約時の予定利率が2.00%超の終身保険契約（上記の予定利率が3.75%超の契約を含む）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額（2025年度以前に積立て済の金額を除く）を2026年度に積み立てる予定です。なお、追加積立額は現時点では確定しておりませんが、480,000百万円程度を見込んでおります。
- 責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- なお、当年度において、保険業法施行規則第69条第7項に規定された積立基準の最低額を上回る積立てにあたっては、上記終身保険契約にかかる追加積立てを優先しております。
12. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- （計算方法の概要）
- IBNR告示第1条第1項本文に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。
- 「リースに関する会計基準」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）および「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年9月13日 企業会計基準委員会）が公表され、国際的な会計基準と同様に借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めており、当社では、2027年度から適用予定であります。なお、当会計基

準等の適用による影響は、現在評価中であります。

16. 当年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外国株式に対する価格変動リスクのヘッジとしてエクイティスワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および当社が発行した外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスク、金利の変動リスクおよび為替の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

当社が発行した外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されておりますが、社債の発行時に、通貨スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	64,980	64,980	—
その他有価証券（譲渡性預金）	64,980	64,980	—
買入金銭債権	142,957	128,915	△14,042
満期保有目的の債券	139,703	125,661	△14,042
その他有価証券	3,254	3,254	—
金銭の信託	159,978	159,978	—
その他有価証券	159,978	159,978	—
有価証券	39,021,386	36,899,689	△2,121,696
売買目的有価証券	451,882	451,882	—
満期保有目的の債券	2,508,075	2,421,956	△86,119
責任準備金対応債券	14,455,586	12,420,009	△2,035,576
子会社株式及び関連会社株式	98,383	98,383	—

その他有価証券	21,507,458	21,507,458	—
貸付金	3,703,481	3,533,275	△170,205
保険約款貸付	139,067	139,067	—
一般貸付	3,564,414	3,394,208	△170,205
貸倒引当金(*1)	△6,251	—	—
	3,697,229	3,533,275	△163,954
社債	969,483	910,952	△58,530
借入金	271,600	245,441	△26,158
金融派生商品(*2)	(406,669)	(406,669)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	11,585	11,585	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(418,255)	(418,255)	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(*3) 非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号。以下「時価算定会計基準適用指針」という)第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表価額は、1,925,830百万円(うち子会社株式及び関連会社株式1,889,560百万円)、組合出資等の当年度末における貸借対照表価額は、43,099百万円であります。また、当年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について9,974百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は24,043百万円であります。

② 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	572,123	576,624	4,500
	②社債	57,767	58,562	795
	③その他	22,784	23,111	327
	合計	652,675	658,298	5,623
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	1,608,950	1,535,453	△73,496
	②社債	220,234	202,696	△17,537
	③その他	165,919	151,168	△14,750
	合計	1,995,104	1,889,319	△105,784

(*) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は1,345,070百万円であり、売却益の合計額は19,853百万円、売却損の合計額は745,392百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	43,300	43,337	37
	②社債	4,828	4,888	60
	③その他	1,390,896	1,412,235	21,338
	合計	1,439,024	1,460,461	21,436
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	11,185,212	9,288,807	△1,896,405
	②社債	38,563	34,221	△4,342
	③その他	1,792,784	1,636,518	△156,265
	合計	13,016,561	10,959,547	△2,057,013

- ④その他有価証券の当年度中の売却額は2,322,879百万円であり、売却益の合計額は817,881百万円、売却損の合計額は18,820百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,421,748	7,564,994	6,143,245
	(2)債券	1,108,756	1,139,786	31,030
	①国債・地方債等	851,905	865,152	13,247
	②社債	256,851	274,634	17,782
	(3)その他	5,830,669	7,214,147	1,383,477
	合計	8,361,175	15,918,928	7,557,753
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	13,080	11,622	△1,457
	(2)債券	1,788,004	1,581,545	△206,458
	①国債・地方債等	736,421	560,742	△175,679
	②社債	1,051,582	1,020,803	△30,779
	(3)その他	4,556,977	4,223,574	△333,403
	合計	6,358,062	5,816,742	△541,320

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、責任準備金対応債券について2,839百万円、その他有価証券で時価のある株式等について41,499百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金 (譲渡性預金)	64,980	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	142,957
貸付金(*)	472,278	632,375	784,734	541,719	614,344	518,941
有価証券	595,091	2,352,579	2,665,069	4,298,072	4,184,618	14,815,472
満期保有目的の 債券	266,201	249,907	19,975	559,679	430,757	981,554
責任準備金対応 債券	48,554	628,228	1,484,807	2,005,566	2,179,698	8,108,730
その他有価証券 のうち満期があ るもの	280,335	1,474,444	1,160,286	1,732,827	1,574,161	5,725,187
合計	1,132,350	2,984,955	3,449,804	4,839,791	4,798,962	15,477,371

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない20百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	969,483
借入金	—	—	—	—	—	271,600
合計	—	—	—	—	—	1,241,083

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預貯金(譲渡性預金)	—	64,980	—	64,980
買入金銭債権	—	3,254	—	3,254
その他有価証券	—	3,254	—	3,254
金銭の信託	—	159,978	—	159,978
その他有価証券	—	159,978	—	159,978
有価証券	12,074,112	9,131,536	28,899	21,234,547
売買目的有価証券	284,210	167,671	—	451,882
国債・地方債等	72,312	1,879	—	74,192
社債	—	85,238	—	85,238
株式	115,761	—	—	115,761
その他	96,136	80,554	—	176,690
その他有価証券	11,789,901	8,963,864	28,899	20,782,665
国債・地方債等	1,314,815	111,078	—	1,425,894
社債	—	1,295,437	—	1,295,437
株式	7,575,471	1,145	—	7,576,616
その他	2,899,614	7,556,202	28,899	10,484,716
金融派生商品	138	52,314	5,353	57,806
通貨関連	—	52,040	—	52,040
金利関連	—	274	—	274
株式関連	138	—	5,353	5,492
資産計	12,074,250	9,412,063	34,252	21,520,567
金融派生商品	4,717	459,758	—	464,476
通貨関連	—	270,452	—	270,452
金利関連	—	189,305	—	189,305
株式関連	179	—	—	179
債券関連	4,538	—	—	4,538
負債計	4,717	459,758	—	464,476

(*)時価算定会計基準適用指針第24-7項に従い、基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は724,792百万円であります。当該投資信託の当期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	時価算定会計基準適用指針 第24-3項を適用し基準価 額を時価とみなす投資信託
当期首残高	545,948
当期の損益又は評価・換算差額等への計上	
その他有価証券評価差額金に計上	77,695
購入、売却及び償還	
購入	105,115
売却	△3,967
当期末残高	724,792

また、同適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額は、任意解約等が認められていない投資信託724,792百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	125,661	—	125,661
満期保有目的の債券	—	125,661	—	125,661
有価証券	11,956,766	2,983,582	—	14,940,349
満期保有目的の債券	1,970,166	451,790	—	2,421,956
国債・地方債等	1,970,166	141,911	—	2,112,078

社債	—	261,259	—	261,259
その他	—	48,618	—	48,618
責任準備金対応債券	9,888,216	2,531,792	—	12,420,009
国債・地方債等	9,332,145	—	—	9,332,145
社債	—	39,109	—	39,109
その他	556,071	2,492,683	—	3,048,754
子会社株式及び関連会社株式	98,383	—	—	98,383
貸付金	—	—	3,533,275	3,533,275
保険約款貸付	—	—	139,067	139,067
一般貸付	—	—	3,394,208	3,394,208
資産計	11,956,766	3,109,244	3,533,275	18,599,286
社債	—	910,952	—	910,952
借入金	—	245,441	—	245,441
負債計	—	1,156,393	—	1,156,393

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

相場価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

② 金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については3月末日のT/M、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。また、エクイティスワップ取引等の時価については、取引相手先から入手した重要な観察できないインプットを使用して算定された価格によっており、当該時価はレベル3に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。

③ 貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④ 社債

当社の発行する社債については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤ 借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

有価証券の「その他有価証券」および金融派生商品の「株式関連」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②当期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券	金融派生商品	合計
	その他有価証券	株式関連 (*4)	
	その他		
当期首残高	51,117	—	51,117
当期の損益又は評価・換算差額等への計上			
損益に計上 (*1)	—	△436	△436
評価・換算差額等に計上	4,971	—	4,971
購入、売却、発行及び決済等	12,668	—	12,668
レベル3の時価への振替 (*2)	—	5,790	5,790
レベル3の時価からの振替 (*3)	△39,858	—	△39,858
当期末残高	28,899	5,353	34,252
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (*1)	—	△436	△436

(*1)「資産運用費用」の「金融派生商品費用」に含まれております。

(*2)レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、観察可能なデータが不足していることによるものであります。当該振替は当会計期間の末日に行っております。

(*3)レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当会計期間の末日に行っております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

17. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は738,767百万円、時価は1,145,590百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

18. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、15,503百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は323百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は9百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は4,808百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,371百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は、480,902百万円であります。

20. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、546,686百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

21. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、4,965,178百万円であります。

22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、89,824百万円、金銭債務の総額は、5,347百万円であります。

23. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

24. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	292,516 百万円
前期剰余金よりの繰入額	157,450 百万円
当期社員配当金支払額	152,686 百万円
利息による増加等	514 百万円
当期末現在高	297,795 百万円

25. 担保に供されている資産の額は、有価証券 643,683 百万円であります。

26. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は 6,111,493 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は 236,275 百万円であります。

27. 自由に処分できる権利を有している資産であって、貸借対照表に計上されていない資産は、現金担保付債券貸借取引により受け入れている現金担保 231,891 百万円、現金担保付債券貸借取引で借り入れている有価証券 234,220 百万円であります。現金担保について、全て貸し出ししております。借り入れている有価証券について、全て自己所有しております。

28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、144,659 百万円であります。

29. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された円貨建劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

30. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	224,288 百万円
勤務費用	9,293 百万円
利息費用	2,018 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 22,620 百万円
退職給付の支払額	△ 18,066 百万円
期末における退職給付債務	<u>194,912 百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	714,234 百万円
期待運用収益	3,932 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	173,142 百万円
事業主からの拠出額	2,223 百万円
退職給付の支払額	△ 14,193 百万円
期末における年金資産	<u>879,338 百万円</u>

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	194,399 百万円
年金資産	△ 879,338 百万円
	△ 684,939 百万円
非積立型制度の退職給付債務	513 百万円
未認識数理計算上の差異	433,547 百万円
未認識過去勤務費用	9,419 百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	<u>△ 241,457 百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	9,293 百万円
利息費用	2,018 百万円
期待運用収益	△ 3,932 百万円

数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 58,819 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,274 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△ 53,714 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	3.1%
株式	66.9%
生命保険一般勘定	19.3%
共同運用資産	3.5%
投資信託	2.6%
現金及び預金	2.8%
その他	1.8%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 76.9%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	2.4%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,229 百万円であります。

32. 子会社等の株式等は、1,987,944 百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、1,172,271 百万円、繰延税金負債の総額は、2,018,120 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、13,660 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 720,987 百万円および価格変動準備金 329,382 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額 1,980,245 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△30.89%および外国子会社から受ける配当等の益金不算入額に係る△8.75%であります。

34. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 90 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 312,859 百万円であります。

35. 新設した事業基盤強化積立金については、当社を取り巻くリスクが拡大・複合化するなかにおいてリスクへの備えを強化する目的で、既存の任意積立金（事業基盤強化積立金・価格変動積立金）を全額取り崩し、既存の事業基盤強化積立金と同名で、400 億円積み立てております。

36. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 市場価格のない株式に該当する子会社及び関連会社株式の減損

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、市場価格のない株式に該当する子会社株式及び関連会社株式 1,889,560 百万円を計上しております。

市場価格のない株式に該当する子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、判定の結果、市場価格のない一部の子法人について、財政状態の悪化又は将来キャッシュ・フローの減少により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められないことから、取得原価と実質価額との差額を、特別

損失に子会社株式及び関連会社株式評価損として9,969百万円計上しております。

37. 当社の明治安田トラスト生命保険株式会社及びMeiji Yasuda North America Holdings, Inc.の株式取得による企業結合については、「連結貸借対照表の注記（取得による企業結合）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

損益計算書の注記

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は、72,549百万円、費用の総額は、59,918百万円であります。
3. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 33,892百万円、株式等 453,014百万円、外国証券 350,827百万円でありませす。
有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 741,433百万円、株式等 4,136百万円、外国証券 18,383百万円でありませす。
有価証券評価損の内訳は、株式等 41,504百万円、外国証券 2,839百万円でありませす。
4. 支払備金戻入額の計算上、出再前支払備金戻入額 49百万円に足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 49百万円、責任準備金繰入額の計算上、出再前責任準備金繰入 923,505百万円から差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 125,202百万円でありませす。
5. 「金融派生商品費用」には、評価益が 42,725百万円含まれております。
6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減損損失(百万円)		
		土地	建物	計
賃貸不動産等	0件	—	—	—
遊休不動産等	6件	127	117	244
合計	6件	127	117	244

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを1.77%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。